

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>女性の起業を支援するため、起業に関する初歩的・実践的な座学講座、小さなビジネスを始めるために必要となるデジタルスキルの講座及びテストマーケティングとなるマルシェへの出店に向けた事前講習として、マルシェプレ出店セミナーを展開する。また、各種講座受講者を対象にフォローアップ相談会及び交流会を実施することで、継続的な支援を行い、実際の起業に繋げることを目指す。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>(公募型プロポーザル方式)</p> <p>本事業を効果的に実施するためには、講座等の企画・運営をはじめ、ターゲット層へのアプローチやニーズの把握などが必要となる。これには高度で専門的な知識、創造性、企画力及びノウハウを必要とすることから、公募により具体的な提案を受け、最も効率的、効果的に事業を運営できる事業者を選定し委託する必要があるため。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>株式会社岐阜新聞社は、令和8年3月16日に開催した「女性のための小さなビジネス支援事業運営業務委託プロポーザル評価会議」において、最優秀提案者として選定された者である。その後、株式会社岐阜新聞社と協議を行い、委託業務に係る仕様書を確定した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。